

総務政策委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 5 年 11 月 22 日
開 会 時 刻	午前 10 時 44 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 11 分
出席委員名	◎岡田善行 ○大西要一 川口浩 久保真
	鈴木豊司 西山則夫
	品川幸久 議長
欠席委員名	浜口和久
署 名 者	—
担 当 書 記	中谷圭佑
協 議 案 件	1 第 3 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について
	2 伊勢市人権施策基本方針（案）について
	3 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の 指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》
	4 公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について《報告案件》
説 明 員	情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課長、文化政策課長
	環境生活部長、環境生活部参事、人権政策課長
	二見総合支所長
	その他関係参与

協議経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」外3件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時44分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は6名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について】

◎岡田善行委員長

始めに「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

情報戦略局長。

●鳥堂情報戦略局長

本日は御多用の中、総務政策委員会に引き続きまして協議会をお開きいただき、ありがとうございます。

今回御協議いただきます案件につきましては、委員長御案内いただきましたとおり、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」のほか、2件の報告案件も合わせまして4件でございます。

詳細につきましては、各担当から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」御説明申し上げます。

資料1-1を御覧ください。1の背景でございます。伊勢志摩定住自立圏につきましては、圏域が目指す将来像やその実現のために必要な具体的取組等を定めた計画書であります共生ビジョンに基づき、これまで取組を進めてまいりました。第2次共生ビジョンにつきましては、計画期間が令和5年度で終了しますことから、引き続き圏域の課題に対応するため、第3次となります共生ビジョンを策定するものでございます。

次に、2の経過でございます。(1)に記載のとおり、第3次共生ビジョンの策定に向けまして、令和5年4月から5月にかけて、圏域市町の課題や連携取組に関する意見を圏域の住民から募集をいたしました。意見募集の結果につきましては、医療・福祉、産業、公共交通・基盤整備の各分野において7件の意見を頂戴したところでございます。

(2)でございます。中心市であります伊勢市と連携市町で構成する各部会におきまして、第2次共生ビジョンにおける取組事項を検証するとともに、第3次共生ビジョンにおける取組の検討を行いました。取組の検討におきましては、圏域の機能を向上させるため、国の定める要綱の改正内容や、先ほどの圏域住民からの御意見を踏まえ、取組の拡充や現行の共生ビジョンにはない新たな取組の設定について協議を行ってきたところでございます。また、(3)のとおり、圏域の有識者等で構成いたします伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催し、意見聴取を行ってまいりました。

次に、3のビジョンの概要でございます。(1)の計画期間につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、毎年度、所要の変更を行うことといたしております。(2)の具体的な取組事項につきましては、第2次共生ビジョンにおけます32の取組については全て継続することといたしております。また、2つの新規取組を設定し、合わせて34の取組で構成しております。

新規取組の2件について、その概要を御説明いたします。資料1-2を御覧ください。データの22ページ、紙ですと21ページを御覧ください。自転車の活用推進に係る取組でございます。ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道や各市町の交通の結節点等において、安全で快適な自転車の通行環境を確保するため、令和4年度に伊勢志摩地域における自転車等活用検討会を設置し、自転車活用に向けた取組の検討を進めているところでございます。今後、圏域市町の連携の下、サイクルツーリズムの推進や自転車通行空間の確保、健康づくりの啓発、安全利用の促進など、地域一体での自転車活用に向けて新たに協定を締結し、取り組んでいきたいと考えております。なお、協定の対象となる市町につきましては、全市町でございます。

次に、データの36ページ、紙の35ページを御覧ください。インクルーシブスポーツ環境の充実に係る取組でございます。インクルーシブスポーツの普及啓発につきましては、関係団体と連携し、イベント等を開催するなど、取組を進めているところでございます。今後、関係団体との連携強化の下、イベント、講習会や研修会等の開催により、さらなる普及啓発を図るため、新たに協定を締結し、取り組んでまいりたいと考えております。なお、こちらにつきましても、協定の対象となる市町は全市町でございます。以上、新規取組について御説明を申し上げました。

資料1-1の2ページにお戻りください。今後の予定でございます。12月にパブリックコメントを実施します。実施期間につきましては、12月1日から年明けの1月4日までを予定しております。縦覧場所は、市内19か所及び圏域市町の主要施設を予定しており、伊

勢志摩圏域として実施をしてまいりたいと考えております。パブリックコメントにおいて頂いた意見につきましては、計画案への反映等を検討するとともに、意見に対する考え方を整理いたしました後、共生ビジョン懇談会を経て、市議会にパブリックコメントの結果について報告をいたしたいと考えております。3月には、各市町の議会に協定の新規締結及び変更について議案を提出し、議決をいただきましたら、協定締結を行い、共生ビジョンの策定・公表を行う予定でございます。

また、資料1－3につきましては、第2次共生ビジョンにおける取組の進捗及び課題を整理し、第3次共生ビジョンの策定につなげるため、現時点における暫定の総括を行ったものでございますので、御高覧いただきますようお願いいたします。以上、御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市人権施策基本方針（案）について】

◎岡田善行委員長

次に、「伊勢市人権施策基本方針（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

それでは、「伊勢市人権施策基本方針（案）について」御説明申し上げます。

資料2－1を御覧ください。始めに、1の基本方針改定の目的でございます。本方針は、人権尊重社会実現の推進に関する基本的事項や人権課題について、実施する施策の基本的事項を定めたものでありますが、現基本方針の策定から10年が経過し、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題が生じておりますことなどから、見直しを行うものであります。

次に、2の基本方針改定の経過でございますが、学識経験者、地域住民組織の代表などで構成される伊勢市人権施策審議会へ諮問し、審議会をこれまで3回開催して、基本方針案の策定を行ってまいりました。

3の改定に際しての基本的な考え方につきましては、現基本方針の基本的な考え方を踏襲して策定を行っておりますが、社会情勢の変化等を踏まえて施策等の見直しを行っております。

4の基本方針の内容につきましては、資料2－2を御覧ください。表紙の次にあります目次を御覧ください。本方針は「第1章 基本的な考え方」「第2章 人権施策の推進」「第3章 施策の推進体制」で構成しております。恐れ入りますが、9ページの施策の体系を御覧ください。本方針の基本理念を「人権が尊重され守られる、誰もが住みよい伊勢

市の実現」とし、この基本理念を実現するために、4つの施策分野に整理しております。

次に、11ページを御覧ください。まず、1つ目の施策分野は「人権が尊重され認め合うまちづくり推進の施策」とし、具体的施策としまして社会参加の推進、ユニバーサルデザインのまちづくり、人権行政推進のための体制づくりに取り組むこととしております。

次に13ページを御覧ください。2つ目の施策分野は「人権意識高揚のための施策」とし、具体的施策としまして人権啓発の推進、人権教育の推進に取り組むこととしております。

次に15ページを御覧ください。3つ目の施策分野は「人権擁護と救済のための施策」として、具体的施策としまして相談・支援体制の充実に取り組むこととしております。

16ページ以降には、4つ目の施策分野の「人権課題のための施策」に関する具体的施策としまして、法務省が強調事項として掲げております17件の人権課題を基に、各分野別に取り組むべき内容を記載しております。これらのうち、28ページのインターネットによる人権侵害、29ページの性的指向及び性自認（性同一性）に関連する偏見や差別については、社会情勢の変化により、近年注目される人権課題となっております。また、こうした課題への対応をするために法律の改正等もありましたことから、今回の改定に当たりまして、取り組む内容の拡充を図っております。

恐れ入りますが、資料2-1にお戻りください。5のパブリックコメントの実施でございますが、期間を令和5年12月1日から令和6年1月4日までとし、縦覧場所としましては、記載のとおり22か所を予定しております。

最後に、6の今後の予定でございますが、パブリックコメントの実施後、修正の検討を行いまして、審議会を経て、令和6年2月の総務政策委員協議会にて最終案を報告した後、基本方針の改定、公表をしたいと考えております。

以上、「伊勢市人権施策基本方針（案）について」御説明させていただきました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

川口委員。

○川口浩委員

資料2-2、24ページの部落差別（同和問題）のところについてお伺いします。

まず、確認なんですけれども、市の基本的な認識として、今、伊勢市にこの部落、あるいは同和地域はあるというふうに考えているのか、ないというふうに考えているのか、教えてください。

◎岡田善行委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

現在としましては、同和地区としては存在していないということを認識しております。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

この資料にもありますとおり、2002年に同和対策事業特別措置法が終わっております。そうした中で、今回、この部落差別というものが、この案の中に取り入れられているわけですが、この中で、その差別の解消施策として、部落差別を解決するための教育の推進というふうに表の中にあります。25ページですかね。この中の内容というところを読みますと、「部落差別に対する正しい認識を深め」とか、あるいは「部落差別を解決するための教育を推進します」という教育があるんですが、一般の人権教育と異なる、あるいはそれを上回る同和教育、部落差別解消のための教育を行う考えがあるということなんでしょうか。確認です。

◎岡田善行委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

基本方針案に明記しております学校教育の推進につきましては、文部科学省が示しております学習指導要領に基づきまして、全ての教育活動において人権学習を行うこととなっております。そのことから、1つの人権課題に特化して指導を行うものではなく、全ての人権課題に関しまして教育を行うこととなっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

今御答弁いただきました、おっしゃるとおりだと思います。

過去、伊勢市では、部落差別をなくすという名目において、過去に旧同和地域を、子供たちをバスに乗せて見学する、フィールドワークというようなことも行われてきました。しかし、その当該地域では、それによって傷つく人、悲しむ人がいたりであるとか、地域の分断、対立が起きてしまうというようなこともあったわけです。

今、答弁にもありましたけれども、小中学校の学習指導要領、あるいはその解説というものを読みますと、特段この部落差別、あるいは同和に関する差別についての記述というのはないですね。辛うじて、過去の歴史的な事実として、社会科の中で、身分制の廃止、あるいはそれ以前の身分制の固定化、江戸時代の身分制度とか、あるいはその後の明治新政府での身分制度の廃止について、歴史的な事実について教えることのみというふうに、指導要領の解説の中ではなっております。

今、御答弁ありましたけれども、そうしますと、伊勢では特別な同和教育を行わない、後戻りをしないという、この中で宣言をさせていただいているというふうに私は受け止めま

すが、それでよろしいのでしょうか。

◎岡田善行委員長
人権政策課長。

●宮本人権政策課長

この部落差別に関しましても、人権課題の一つと捉えておりますので、様々な人権課題に対しての教育というのを、一つに特化せず、様々な人権課題に対して教育のほうを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○川口浩委員
ありがとうございます。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。
大西副委員長。

○大西要一副委員長
御説明の中で、10年ぶりに見直しを行ったということでございます。方針なので、期間は区切っていないとは思いますが、随分間が空いたかなとは思いますが、今回の見直しで大きく変更されたことがあれば、教えていただきたいと思います。

◎岡田善行委員長
人権政策課長。

●宮本人権政策課長

今回の基本方針案の中で大きく変わっているところにつきましては、近年注目されておりますインターネットによる人権侵害及び性的指向及び性自認（性同一性）に関連する偏見や差別となっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
大西副委員長。

○大西要一副委員長
インターネットによる人権侵害ということもありました。確かに詳しくなっておるといふふうに思います。SNSなどで個人に対する誹謗中傷により、青少年が加害者であったり、また被害者になることもあると思います。そういうことにならないように、学校教育などで正しい理解、利用などの教育をぜひ推進していただきたいと思います。

もう一つの性的指向及び性自認に関する偏見や差別については、現在の方針から比べますと、性の多様性に関する内容がしっかりと書かれているように思います。理由などあれ

ば教えていただきたいと思います。

◎岡田善行委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

性的指向や性自認の多様性に関しましては、国民の理解が十分でないという現状から、理解の増進や、国や地方自治体の役割の明確化などによりまして、多様性に寛容な社会を実現するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が令和５年度に施行されました。この法律の制定を受けまして、今回の改定において、市として取り組む内容を拡充しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

大西副委員長。

○大西要一副委員長

説明の中で、法律が今年度から施行されているということですが、この法律の中で、地方自治体の役割として、教育、啓発、相談体制などが規定されていると思います。市としてどのようなことに取り組んでおられるのか、教えてください。

◎岡田善行委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

市としましては、人権講演会や講座等にて啓発のほうを実施していきたいと考えております。また、先日ですけれども、11月19日にはPTAと一般参加の方を対象に、性の多様性に関する人権啓発講座を開催させていただきました。若い世代への啓発を実施しております。また、教育につきましては、教育委員会とも連携し、取り組んでいきたいと考えております。相談体制等につきましては、三重県等の関係機関と連携し、行っていきたいと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

大西副委員長。

○大西要一副委員長

若い世代への啓発ということで、PTA、保護者の方ですよね、この方にもそういう講座を受けていただいたということでございます。保護者の方の理解も、これは大切なことかなというふうに思います。

これからの社会の情勢の変化で、様々な人権課題が出てくると思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募選考の結果について」当局から報告を願います。

文化政策課長。

●増田文化政策課長

それでは、御説明いたします。資料3を御覧ください。伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理につきましては、令和6年3月31日をもって指定期間満了を迎えるため、公募により候補者の選定を行ったものでございます。

2番の指定管理候補者でございますが、株式会社ケイミックスパブリックビジネスを候補者として選定し、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

4番の公募状況でございますが、株式会社ケイミックスパブリックビジネスから申請書の提出を受け、伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会で意見を伺いながら、候補者を選考してまいりました。

次に、6番の選定までの経過としましては、8月17日に現地説明会を行いましたところ、4社の参加がございましたが、8月23日から9月19日までの応募受付では、1社の応募でございました。審査に当たっては、10月6日に書面審査、10月13日には公開プレゼンテーションを行い、候補者を選定いたしました。

なお、市議会12月定例会に指定管理者指定の議案を提出することとしております。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

次に「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について」当局から報告をお願いします。
二見総合支所長。

●小森二見総合支所長

それでは、資料４を御覧ください。「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について」御報告申し上げます。

本件につきましては、８月２８日から３０日に開催されました９月定例会前の３協議会におきまして公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）についてとして、御協議のほうをいただきましたが、その際に頂戴いたしました御意見等を参考に再度検討し、方針を決定いたしましたので、御報告申し上げます。

前回、御協議いただいた内容から、１の譲渡に当たっての基本的な考え方（１）について、下線部の箇所を追記しましたので、御説明いたします。（１）については、集会施設として、現行の用途を継承する期間を明確化することから、市が所有する集会施設の建物及び土地については、一定期間、現行の用途を継承することを条件とした上で、自治会等へ無償で譲渡いたしますこととさせていただきます。一定期間の説明につきましても、記載のとおり、引渡日から１０年間、または、国の補助金の交付を受けている場合は、その財産処分の制限期間と比較いたしまして、いずれかの長いほうの期間とさせていただきます。

なお、２の建物修繕等について、以下の内容につきましては、前回の内容と変更はございません。

また、資料裏面の対象施設一覧表には、認可地縁団体の取得状況等の情報を加えさせていただきますので、御高覧のほうを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今後についてですが、この方針に基づき、地元自治会等と譲渡に向けての協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について」御説明させていただきました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

本件も報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前１１時１１分